

個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の安全管理措置の概要

- 1 本会は、特定個人情報等を管理する責任部署を局長室とし、事務局長を事務取扱責任者とします。
- 2 事務取扱責任者は、本会の職員の中から特定個人情報等を扱う事務取扱担当者を指名し、内規に定められた事項を遵守させるため教育訓練、安全対策の実施、周知徹底等の措置を実施します。
- 3 本会は、特定個人情報等の管理区域及び取扱区域を設定し、特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体、書類等を厳重に管理します。
- 4 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う業務に従事するときは、番号法及び個人情報保護法その他の関連法令、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）、「第一東京弁護士会個人番号及び特定個人情報保護規則」及び本会の内規その他の本会の事務取扱基準並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行います。